

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3年 11月 22日

申請者 フリガナ サワセツビコウジ カフシキガイシャ
氏名又は名称 沢設備工事株式会社

住所 奈良県橿原市石川町291番地1

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク サワ ミツヒコ
代表者氏名 代表取締役 澤 光彦

電話番号 0744-28-3841

FAX番号 0744-28-3821

メールアドレス s-sawa@sawasetubi.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3年 11月 22日

申請者 氏名又は名称 沢設備工事株式会社
住 所 奈良県橿原市石川町291番地1
代表者氏名 代表取締役 澤 光彦

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>サワ ミツヒコ</small> 澤 光彦	
取締役 <small>サワ ノリヒコ</small> 澤 徳彦	
取締役 <small>トウ ロク</small> 董 禄	
監査役 <small>サワ リカ</small> 澤 理華	
事業の範囲	1. 上下水道及び給水工事の施工 建設業許可 2. 冷暖房及び空調設備工事の施工 (管工事業) 3. 浄化槽及び衛生設備工事の施工 (水道施設工事業)
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	沢設備工事株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0045 住所 奈良県橿原市石川町291番地1 電話番号 0744-28-3841 F AX番号 0744-28-3821 メールアドレス s-sawa@sawasetubi.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
岡村 永旭 森村 永一 澤 徳彦	第8923号 第173278号 第303565号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用器具	管切断器 (塩ビカッター) 金切りのこ	13A～50A	2	
管加工用器具	GPネジ切り機	REX S50A REX N100A	1 1	
	やすり			
	パイプ穿孔機	1TABASIリトルボーイ 13A～50A	1	
	リーマ	13A～40A	2	
接合器具	トーチランプ	REXトーチ	2	
	パイプレンチ	13A～40A 13A～65A	2 2	
水圧器具	ウォーターポンププライヤー		2	
	水圧テストポンプ	キョーワKY-20A (電動) キョーワ手動	1 1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

沢設備工事株式会社

住 所

奈良県橿原市石川町291番地1

代表者氏名

代表取締役 澤 光彦



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市石川町 291 番地 1
沢設備工事株式会社

会社法人等番号	1500-01-010521	
商号	沢設備工事株式会社	
本店	<u>奈良県橿原市西池尻町 327 番地の 3</u>	平成 12 年 5 月 23 日移転
	奈良県橿原市石川町 291 番地 1	平成 30 年 2 月 26 日移転 平成 30 年 2 月 26 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 47 年 1 月 1 日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調・給排水工事 2. 電気工事 3. 電気器具販売 4. 土木工事業 5. 水道施設工事業 6. 消防施設工事業 7. 建設工事業 8. 管工事業 9. 鳶・土木工事業 10. 石工事業 11. 屋根工事業 12. タイル・れんが・ブロック工事業 13. 鋼構造物工事業 14. 舗装工事業 15. 浚渫工事業 16. 内装仕上工事業 17. 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	16 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8 万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	

資本金の額	金4000万円		
役員に関する事項	取締役	澤 光 彦	平成29年 5月29日重任
			平成29年 5月29日登記
	取締役	澤 光 彦	令和 1年 5月31日重任
			令和 1年 6月 7日登記
	取締役	澤 光 彦	令和 3年 5月27日重任
			令和 3年 5月27日登記
	取締役	澤 邦 彦	平成29年 5月29日重任
			平成29年 5月29日登記
			平成31年 3月31日辞任
			平成31年 4月 1日登記
	取締役	岡 村 永 旭	平成29年 5月29日重任
			平成29年 5月29日登記
	取締役	岡 村 永 旭	令和 1年 5月31日重任
			令和 1年 6月 7日登記
			令和 2年 2月16日辞任
			令和 2年 3月 2日登記
	取締役	澤 徳 彦	平成29年 5月29日重任
			平成29年 5月29日登記
取締役	澤 徳 彦	令和 1年 5月31日重任	
		令和 1年 6月 7日登記	
取締役	澤 徳 彦	令和 3年 5月27日重任	
		令和 3年 5月27日登記	

	取締役	董 禄	令和 2 年 2 月 1 6 日就任
			令和 2 年 3 月 2 日登記
	取締役	董 禄	令和 3 年 5 月 2 7 日重任
			令和 3 年 5 月 2 7 日登記
	奈良県橿原市白檀町一丁目 1 1 番 1 4 号 代表取締役 澤 光 彦		平成 2 9 年 5 月 2 9 日重任
			平成 2 9 年 5 月 2 9 日登記
	奈良県橿原市白檀町一丁目 1 1 番 1 4 号 代表取締役 澤 光 彦		令和 1 年 5 月 3 1 日重任
			令和 1 年 6 月 7 日登記
	奈良県橿原市白檀町一丁目 1 1 番 1 4 号 代表取締役 澤 光 彦		令和 3 年 5 月 2 7 日重任
			令和 3 年 5 月 2 7 日登記
	監査役	澤 ゆ う 子	平成 2 9 年 5 月 2 9 日重任
			平成 2 9 年 5 月 2 9 日登記
			平成 3 1 年 3 月 3 1 日辞任
			平成 3 1 年 4 月 1 日登記
監査役	澤 邦 彦	平成 3 1 年 3 月 3 1 日就任	
		平成 3 1 年 4 月 1 日登記	
		令和 1 年 5 月 3 1 日辞任	
		令和 1 年 6 月 7 日登記	
監査役	澤 理 華	令和 1 年 5 月 3 1 日就任	
		令和 1 年 6 月 7 日登記	
監査役	澤 理 華	令和 3 年 5 月 2 7 日重任	
		令和 3 年 5 月 2 7 日登記	
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記	

奈良県橿原市石川町291番地1
沢設備工事株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年5月24日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年11月19日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

土井哲也



定 款

沢設備工事株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、沢設備工事株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 空調・給排水工事
2. 電気工事
3. 電気器具販売
4. 土木工事業
5. 水道施設工事業
6. 消防施設工事業
7. 建設工事業
8. 管工事業
9. 鳶・土木工事業
10. 石工事業
11. 屋根工事業
12. タイル・れんが・ブロック工事業
13. 鋼構造物工事業
14. 舗装工事業
15. 浚渫工事業
16. 内装仕上工事業
17. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、160,000株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当社所定の書式による申出書に株券を添えて、当社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 10 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

第 11 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
 - 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

- 第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、取締役会の決議によつてする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作

成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第27条 当社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第34条 当会社に監査役を置く。

(監査役の員数)

第35条 当社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議により1事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

上記は当会社の定款に相違ありません。

平成 年 月 日

沢設備工事株式会社

代表取締役 澤 光彦



現行のものと相違ありません。

令和3年11月22日

奈良県橿原市石川町291番地1

沢設備工事株式会社

代表取締役 澤 光彦



第八九二三号

給装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

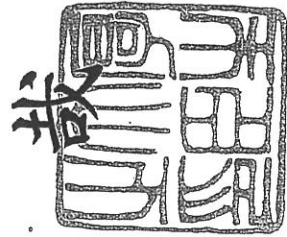
氏名 岡村 永旭

昭和三十五年二月十六日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年十月六日

厚生大臣 丹羽 雄哉



第一七三二七八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

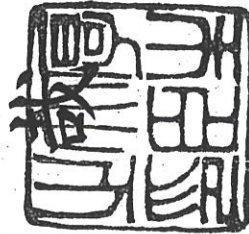
氏名 森村 永一

昭和三十一年三月十五日生

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月二十五日

厚生大臣 丹羽 雄



第三〇三五六五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

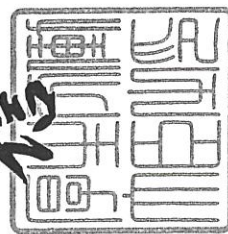
氏名 澤 徳彦

昭和五十年七月二十六日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信

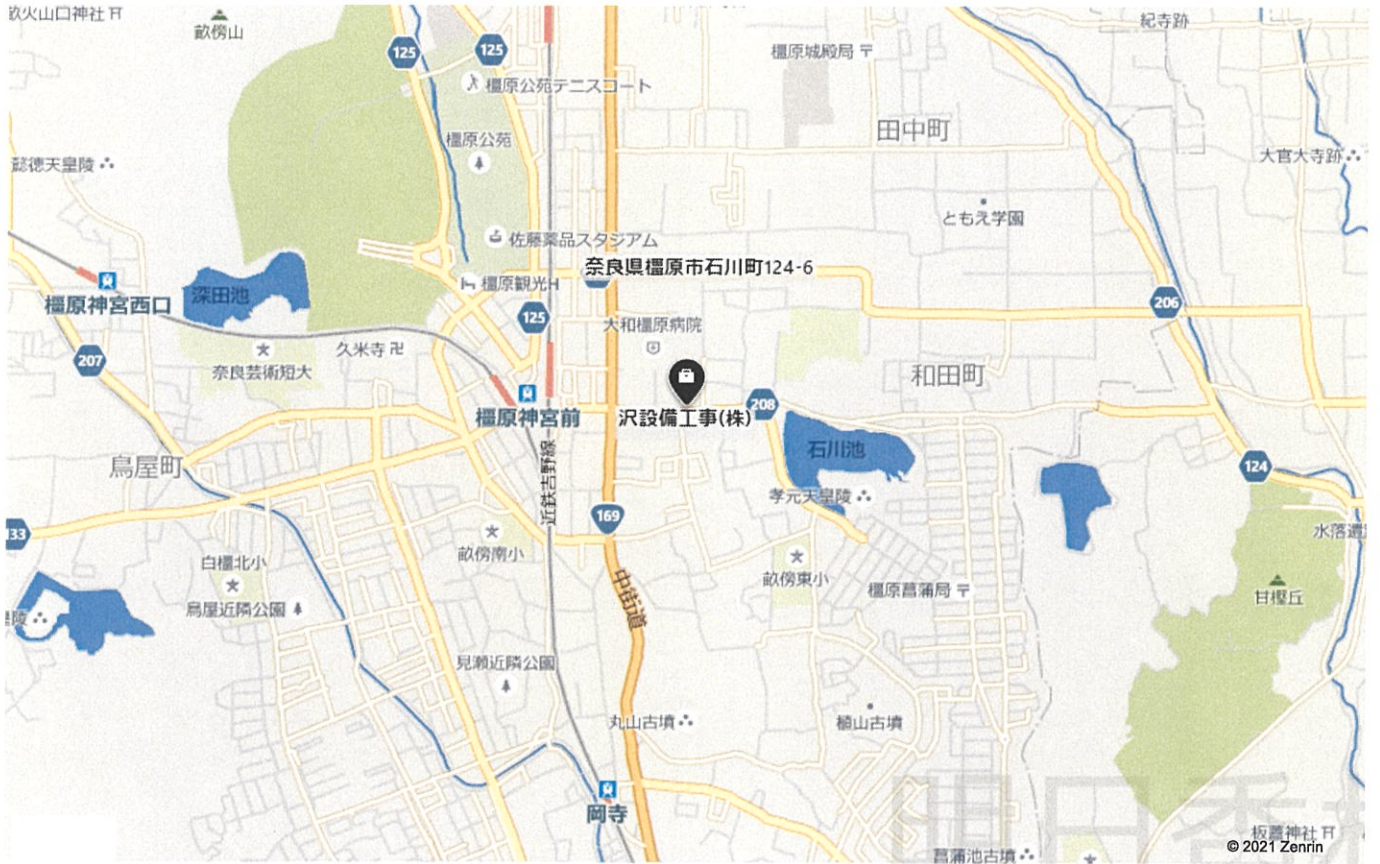
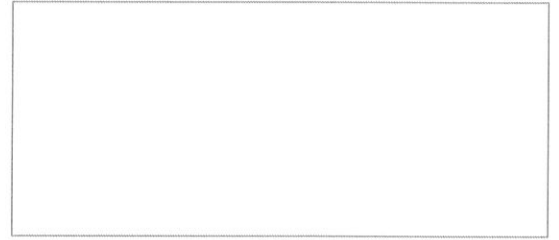


沢設備工事(株)

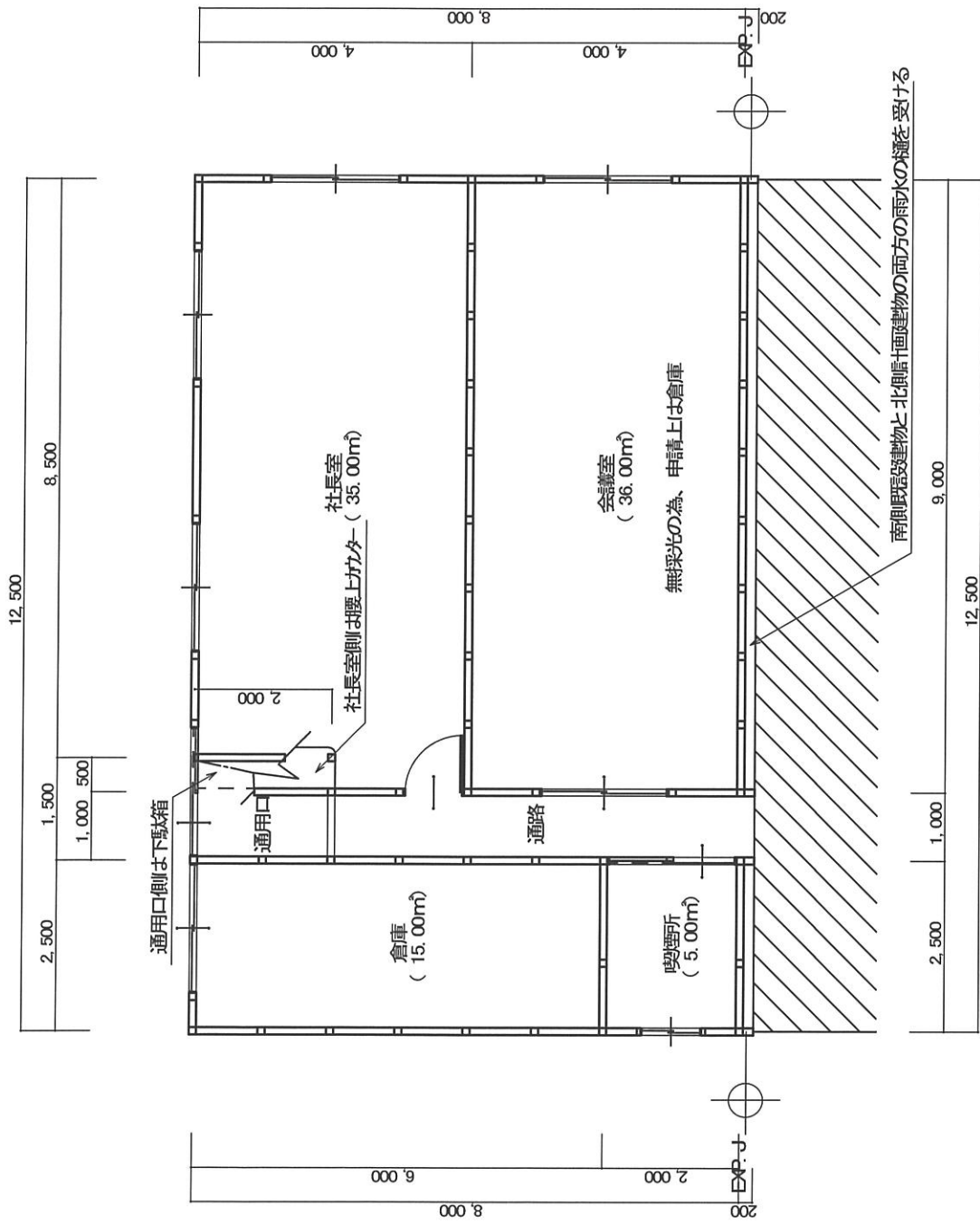
住所: 〒634-0045奈良県橿原市石川町291-1

電話: 0744-28-3841

Web サイト: <http://www.sawasetubi.co.jp/>



編集を提案する · あなたの企業ですか? 今すぐ請求



階	面積	㎡	坪
1階	100.20	(30.31)	
延床面積	100.20	(30.31)	
建築面積	102.50	(31.01)	

平面図 S:1/100





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3年 11月 22日

申請者 フリガナ サワセツビコウジ カブシキガイシャ
氏名又は名称 沢設備工事株式会社

住所 奈良県橿原市石川町291番地1

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク サワ ミツヒコ
代表者氏名 代表取締役 澤 光彦

電話番号 0744-28-3841

FAX番号 0744-28-3821

メールアドレス s-sawa@sawasetubi.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 沢設備工事株式会社
住 所 奈良県橿原市石川町291番地1
代表者氏名 代表取締役 澤 光彦

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選 任 の届出
解 任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	沢設備工事株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付	選任・解任の年月日
岡村 永旭	第8923号	
森村 永一	第173278号	
澤 徳彦	第303565号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第八九二三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

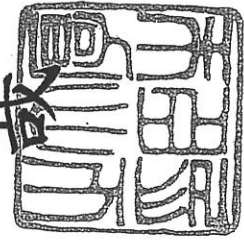
氏名 岡村 永旭

昭和三十五年二月十六日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十一年十月六日

厚生大臣 丹羽 雄哉



第一七三二七八号

給装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

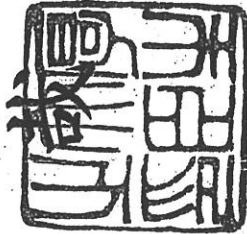
氏名 森村 永一

昭和三十一年三月十五日生

水道法(昭和三十二年法律第五十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年一月二十五日

厚生大臣 丹羽 雄



第三〇三五六五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 澤 徳彦

昭和五十年七月二十六日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信

